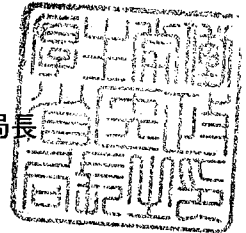


東京電力又は東北電力から電力供給される

各 ( 都 県 知 事  
保健所設置市市長  
特別区区长 ) 殿

厚生労働省医政局長



### 医療施設における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」(平成23年6月3日医政発0603第4号厚生労働省医政局長通知)においてお示したところです。

当該通知中、追って通知予定と記載しておりました大口需要家の節電行動計画の作成・提出等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、都道府県におかれては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、下記4(2)の取扱いについて、御了知いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、大学病院における節電行動計画の作成・提出等の方法については、別途文部科学省から示されている事務連絡に基づき、御対応いただくこととなります。

### 記

#### 1. 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」の修正について

「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の記載の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正します。

1(1)中「※ただし、被災地域(岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村)については、電力使用制限の対象外とされております。(詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照)」を「※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。」に改める。

被災地域に所在する医療施設（大口需要家に限る。）についても、他の地域と同様の取扱いとされており、電気事業法第27条に基づく電力使用制限（昨年比15%減）の対象とされております。このため、被災地域においても、制限緩和の適用（昨年の使用最大電力までの電力の使用を可能とすること）を希望する場合には、申請を行っていただく必要があります。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する医療施設については、電力使用制限の対象外となっておりますので、制限緩和の申請を行っていただく必要はありません。）

震災により大きな被害を受けられた中で、大変お手数をおかけしますが、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の3（1）①を御参照いただき、適切に手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

## 2. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

### （1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。

大口需要家である医療施設は、別添1の「大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」（以下「大口フォーマット」という。）に則り、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページに大口フォーマットの電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。）

#### 【大口フォーマット掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係  
→ 夏期の電力需給対策関連通知等

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>）

### （2）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、作成していただいた節電行動計画を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマットに必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

#### 【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨御承知おきください。

### (3) 節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動計画に基づく節電の取組の実施結果について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、節電の取組の実施結果について、9月分の使用電力の検針後、速やかに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマット中の「実行確認」欄に必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

#### 【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨御承知おきください。

また、厚生労働省として医療施設における節電に関する好事例等を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、節電の取組状況についてヒアリングをさせていただくことがありますので、御協力をお願いいたします。

### (4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくこととなりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記（2）及び（3）の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

## 3. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である医療施設は、別添2の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんが、作成した節電行動計画に基づき、徹底した節電の取組をお願いいたします。

## 4. 留意点

### (1) 節電行動計画の位置付けについて

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくものであり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各医療施設において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## (2) 節電を目的とする診療時間の変更について

「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政局総務課長通知)中の2において、東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこととしています。

夏期の節電の取組の一環として、診療時間の変更を行う場合にも、同様の取扱いとして差し支えありません。

## (3) 制限緩和申請書の添付書類について

制限緩和の申請を行う場合に添付することとされている制限緩和の対象であることを証明する書類について、別添3「制限緩和申請書記載マニュアル」のP.12に記載されている許可書、届出書、保険医療機関指定通知書を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類等で代替することも可能です。

都道府県におかれては、上記書類の発行等について医療機関から問い合わせがあった場合には、適宜相談に応じていただきますようお願いいたします。

## 5. 節電行動計画に関する問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課(電力確保チーム)

(電話) 03-5253-1111(内線) 2672、2518、2519

## 6. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

※大口フォーマットを掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※小口フォーマットを掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

(添付資料一覧)

別添1：大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット

別添2：小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット

別添3：制限緩和申請書記載マニュアル（抄）（経済産業省作成資料）

別添4：「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」（平成23年6月3日医政発0603第4号厚生労働省医政局長通知）



## 節電行動計画記入要領

平成23年6月15日

厚生労働省医政局

**1. 記入および提出の時期について**

- ・節電行動計画は出来る限り別紙様式を活用し、二回提出して下さい。
- ・一回目は計画を作成した際、7月1日（金）までに厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）[iryousetsuden@mhlw.go.jp](mailto:iryousetsuden@mhlw.go.jp) に提出して下さい。
- ・二回目は計画の実施状況について、9月分の使用電力の検針後、速やかに厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）[iryousetsuden@mhlw.go.jp](mailto:iryousetsuden@mhlw.go.jp) に提出して下さい。
- ・節電行動計画は医療施設ごとに作成、提出して下さい。

**2. 記入要領について****(1) 医療施設名・病床数・都県名・住所（病院）・担当者名・担当者連絡先〔一回目から記載〕**

節電計画の作成対象となる医療施設に関する情報を記載して下さい。担当者連絡先に関しては担当者と直接連絡を取ることが出来る情報を記載して下さい。

**(2) 開設主体名・都県名・住所（法人）・担当者名・担当者連絡先〔一回目から記載〕**

節電計画の作成対象となる医療施設を有する開設主体に関する情報を記載して下さい。

**(3) 契約電力量〔一回目から記載〕**

医療施設が電力会社と契約している契約電力量を記載して下さい。

**(4) 需要設備番号〔一回目から記載〕**

経済産業省（資源エネルギー庁）から各医療施設に送付された通知（「電気事業法第27条による使用最大電力の制限に関する通知書」）に記載された重要設備番号を転記して下さい。

**(5) 指定電力の値・使用制限率・使用できる電力の限度（制限緩和適用前）〔一回目から記載〕**

経済産業省（資源エネルギー庁）から各医療施設に送付された通知（「電気事業法第27条による使用最大電力の制限に関する通知書」）に記載された数値を転記して下さい。

**(6) 使用制限率・使用できる電力の限度（制限緩和適用後）〔一回目から記載〕**

地方経済産業局を通じて経済産業大臣に申請した制限緩和申請書（告示様式1）に記載した数値を転記して下さい。

**(7) 目標使用予定電力・目標電力削減率〔一回目から記載〕**

自主的な取組をふまえた『目標となる電力削減率(c)』をまず設定し記載して下さい。その上で『目標使用予定電力(b)』は『制限緩和適用後に使用できる電力の限度(a)』に、1から『目標となる電力削減率(c)』を減じた割合を乗じた数値を記載して下さい。

$$(a) \times (1 - (c) / 100) = (b)$$

**(8) 今夏の最大電力量（結果）〔二回目に記載〕**

節電計画の実施に関する検証を行うため、電力制限期間終了後に記載して下さい。

(9) 節電対策メニューの具体的内容について〔一回目から記載〕

節電対策メニューの各項目について、具体的な取組内容を記載して下さい。具体的内容に関しては、なるべく定量的な数値目標を記載するようにして下さい。

(10) 節電対策メニューの自由記載について〔一回目から記載〕

節電対策は多岐にわたることから、各施設において対応可能な節電方法を自主的に考案し、積極的に記載して下さい。

(11) 実施予定〔一回目から記載〕

医療施設の特性をふまえ、実施可能な事項に○を記載し、実施が困難である事項には×を記載して下さい。なお、該当する設備が存在しない等の理由で計画の実施が不可能である項目には－を記載して下さい。

※5つの基本アクションについて原則として全て実施予定として頂くことが望ましいです。

(12) 実行確認〔二回目に記載〕

実施予定欄に○を記載した項目に関して、実施出来たものに関しては○を記載し、実施が出来なかったものに関しては×を記載して下さい。

(13) 記入日〔一回目から記載〕

実施予定欄および実行確認欄の記載を行った日付を記載して下さい。



## ■節電行動計画(1枚目)

医療施設名			病床数	
都県名		住所(病院)		
担当者(部署)		担当者連絡先	直通電話	メールアドレス

開設主体名				
都県名		住所		
担当者(部署)		担当者連絡先	直通電話	メールアドレス

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
自主的な取組による目標と結果 ➔		目標使用予定電力(b)	目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)		

## 節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：	◎	
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：	◎	

日付	日付

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

## ■節電行動計画(2枚目)

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容： _____ 】		
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容： _____ 】		
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容： _____ 】		
照 明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容： _____ 】		
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容： _____ 】		
空 調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容： _____ 】		
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容： _____ 】		
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容： _____ 】		
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容： _____ 】		
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容： _____ 】		
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容： _____ 】		
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容： _____ 】		
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容： _____ 】		
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容： _____ 】		
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容： _____ 】		
	㉑		
	㉒		
	㉓		
	㉔		

日付	日付

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

# ■節電行動計画(1枚目)

記載例 1回目提出分

医療施設名	〇〇病院		病床数	420床
都県名	東京都	住所(病院)	東京都新宿区…	
担当者(部署)	◆◆◆◆ (〇〇病院●●課)	担当者連絡先	直通電話	03-XXXX-XXXX
			メールアドレス	*****@*****.**

開設主体名	〇〇医療法人〇〇会			
都県名	東京都	住所	東京都千代田区…	
担当者(部署)	◆◆◆◆	担当者連絡先	直通電話	03-XXXX-XXXX
			メールアドレス	*****@*****.**

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
1200kw	A00a00000	1200kw	0.85	1020kw	1.00	1200kw
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
➔		1152kw		4.00%		

## 節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室の照明を半分程度消灯する。】	◎	
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の照明を消灯する。】	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、厨房、管理部門は28℃に冷房温度を設定する。】	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の空調を停止する。】	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：南側に面した病室の窓に遮熱フィルムを装着する。】	◎	

日付	日付
6/24	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

# ■節電行動計画(2枚目)

## 記載例 1回目提出分

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：毎日、朝礼等で節電目標と具体策を確認する。】	○	
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：節電対策委員会を組織して、定期的に節電対策を点検し、実施状況を確認する。】	○	
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対して家庭での効果的な節電方法を情報提供する。】	○	
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：施設内の従来型蛍光灯の半分を高効率蛍光灯に交換する。】	○	
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：病棟の天井照明を4分の1程度間引きする。】	○	
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：換気ファンを日中2時間停止させ、外気を取り入れ量を減らす。】	○	
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全ての空調のフィルターを2週間に1度の頻度で清掃する。】	○	
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：扉の開閉を徹底し、風除けのビニールカーテンを設置する。】	○	
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：ガスによる空調運転を優先的に使用する。】	○	
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：冷蔵庫の設定を「弱冷」にする。】	○	
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：電気式のオートクレープに詰め込みすぎないよう工夫する。】	○	
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：温水洗浄便座は1/3を停止、エアタオルは全て停止しペーパータオルを常備する。】	○	
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：自動販売機の管理者の協力の下、売店の開店時間は自動販売機の使用を中止する。】	○	
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：デマンド監視装置を契約電力量から5%減少させた数値に設定する。】	○	
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：コージェネレーション設備を発電優先で運転する。】	○	
	㉑(例) 電気使用制限時間以外の時間を有効活用するため、診療開始時間を1時間前倒しにする。	○	
	㉒	-	
	㉓	-	
㉔	-		
㉕	-		

自由記述欄(5つまで)

日付	日付
6/24	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

# ■節電行動計画(1枚目)

## 記載例 2回目提出分

医療施設名	〇〇病院		病床数	420床
都県名	東京都	住所(病院)	東京都新宿区…	
担当者(部署)	◆◆◆◆ (〇〇病院●●課)	担当者連絡先	直通電話 03-XXXX-XXXX	メールアドレス ****@****.***

開設主体名	〇〇医療法人〇〇会			
都県名	東京都	住所	東京都千代田区…	
担当者(部署)	◆◆◆◆	担当者連絡先	直通電話 03-XXXX-XXXX	メールアドレス ****@****.***

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
1200kw	A00a00000	1200kw	0.85	1020kw	1.00	1200kw
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
➡		1152kw		4.00%	1120kw	

### 節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室の照明を半分程度消灯する。】	◎	○
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の照明を消灯する。】	◎	○
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、厨房、管理部門は28℃に冷房温度を設定する。】	◎	○
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の空調を停止する。】	◎	○
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：南側に面した病室の窓に遮熱フィルムを装着する。】	◎	○

日付	日付
6/24	9/29

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

# ■ 節電行動計画(2枚目)

## 記載例 2回目提出分

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：毎日、朝礼等で節電目標と具体策を確認する。】	○	○
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：節電対策委員会を組織して、定期的に節電対策を点検し、実施状況を確認する。】	○	○
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対して家庭での効果的な節電方法を情報提供する。】	○	○
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：施設内の従来型蛍光灯の半分を高効率蛍光灯に交換する。】	○	×
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：病棟の天井照明を4分の1程度間引きする。】	○	○
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：換気ファンを日中2時間停止させ、外気の取り入れ量を減らす。】	○	○
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全ての空調のフィルターを2週間に1度の頻度で清掃する。】	○	×
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：扉の開閉を徹底し、風除けのビニールカーテンを設置する。】	○	○
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：ガスによる空調運転を優先的に使用する。】	○	○
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：冷蔵庫の設定を「弱冷」にする。】	○	○
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：電気式のオートクレープに詰め込みすぎないように工夫する。】	○	○
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：温水洗浄便座は1/3を停止、エアタオルは全て停止しペーパータオルを常備する。】	○	○
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：自動販売機の管理者の協力の下、売店の開店時間は自動販売機の使用を中止する。】	○	○
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：デマンド監視装置を契約電力量から5%減少させた数値に設定する。】	○	○
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：コージェネレーション設備を発電優先で運転する。】	○	○
	㉑(例) 電気使用制限時間以外の時間を有効活用するため、診療開始時間を1時間前倒しにする。	○	○
	㉒	-	
	㉓	-	
自由記述欄(5つまで)			
㉔	-		
㉕	-		

日付	日付
6/24	9/29

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。  
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%  
小口需要家（500kW未満）：15%  
家庭：15%

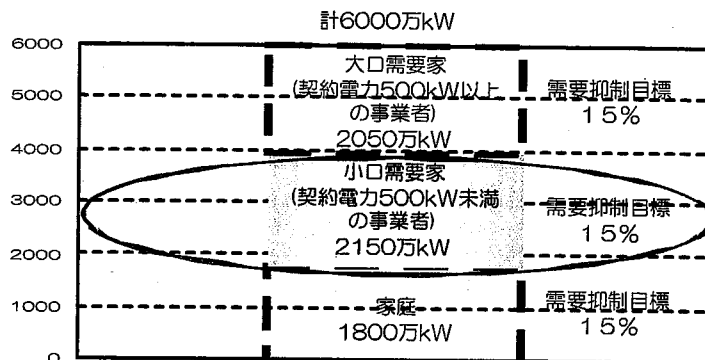


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 医療機関（病院・診療所等）の電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的な医療機関（病院・診療所等）においては、昼間（9時～16時）に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ40%程度になります。

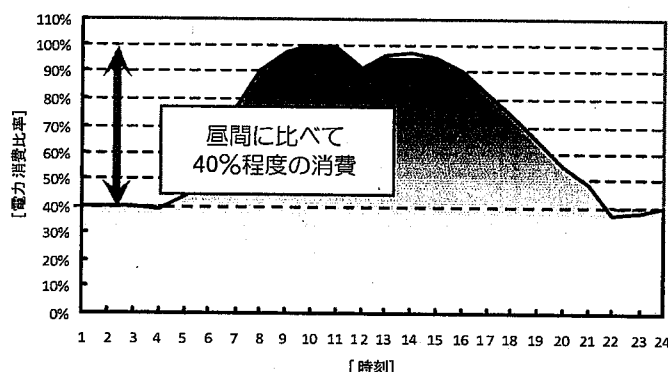


図2：平均的な医療機関における電力需要カーブのイメージ  
出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、空調が約38%、照明が約37%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約75%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

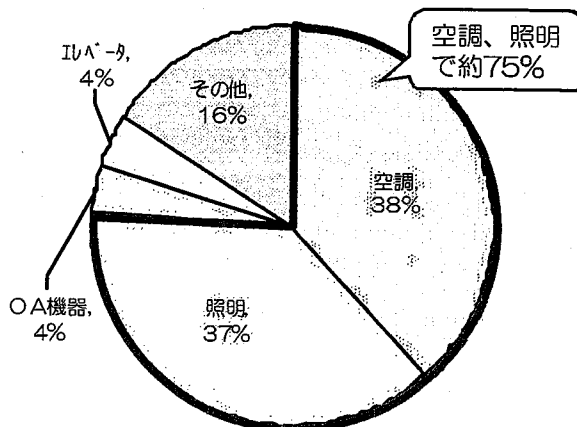


図3：平均的な医療機関における用途別電力消費比率  
出典：資源エネルギー庁推計

※端数処理により合計値が100%と異なることがある。

# ■ 節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

## 5つの基本アクションをお願いします

建物全体に対する節電効果  
実行チェック

照明	・事務室の照明を半分程度間引きする。	4%	
	・使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	4%	
空調	・病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	
	・使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	1%	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1%	

## さらに節電効果大きい以下のアクションも検討してください

空調	・室内のCO <sub>2</sub> 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	2%	
----	---	----	--

## メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 （従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。）		
	・病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。		
空調	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。		
	・搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。		
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。		
コンセント 動力	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。		
	・電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。		
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		
その他	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。		
	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。		

## 医療機関関係者への節電の啓発も大事です

節電 啓発	・節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。		
	・節電担当者を任命し、責任者（病院長・事務局長など）と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。		
	・医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。		

- ※ご注意
- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
  - ・空調については電気式空調を想定しています。
  - ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
  - ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
  - ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものにならないようご注意ください。



制限緩和申請書  
記載マニユアル

(抄)

平成23年6月

## 制限緩和の内容について(告示第5条第1項第1号ア)

使用最大電力の制限が、人の生命若しくは身体の安全又は衛生の確保に著しい影響を及ぼすと認められる次に掲げる以下の需要設備(告示第5条第1項第1号ア～キ)については、制限緩和申請書を申請し通知を受けた場合、以下の制限緩和が適用されます。なお、申請においては、以下【添付書類】と記載された書類を添付する必要があります。

- ① 該当する緩和内容を特定し、様式の該当する項目に『○』を記載する。

①

告示番号	項目	詳細説明	緩和後の削減率
第1号	医療関係等	医療施設〈計画的取組の対象〉	削減率0%
		対象需要設備	
		添付資料	

※添付書類については、記載しているものに依りかたい事情がある場合には、個別に御相談ください。

## 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(1)

○使用制限を緩和される需要設備であっても、設備ごとに削減可能性が大きく変わると考えられるものについては、制限緩和適用開始日までに、その需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成をお願いすることとします。

○なお作成された計画及び計画に基づいた取組の実施状況について事業所管省庁への提出を求め、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証を行うこととします。

※「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定)

・大口需要家の取組の基本的方針として、「抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。」と記載。

・電気事業法第27条の骨子として、「(制限緩和の)対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率(15%)を達成するように努めることとする。」と記載。

○計画の作成を求めるとする需要設備は、設備ごとに削減余地が異なる可能性が高い告示第5条第1項第1号及び第2号に規定するものうち、〈計画的取組の対象〉と記載した需要設備になります。

○本計画の作成は、法令に基づくものではありませんが、制限緩和の趣旨及び使用電力削減の必要性を御理解の上、是非とも御協力をお願いいたします。

○なお、検証は計画策定時点及び使用制限期間終了後の2回行うこととし、先進的な取組については、作成された方の御了解をいただいた上で、HP等に掲載し、他の需要家が取組の参考に行えるようにする予定です。

## 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(2)

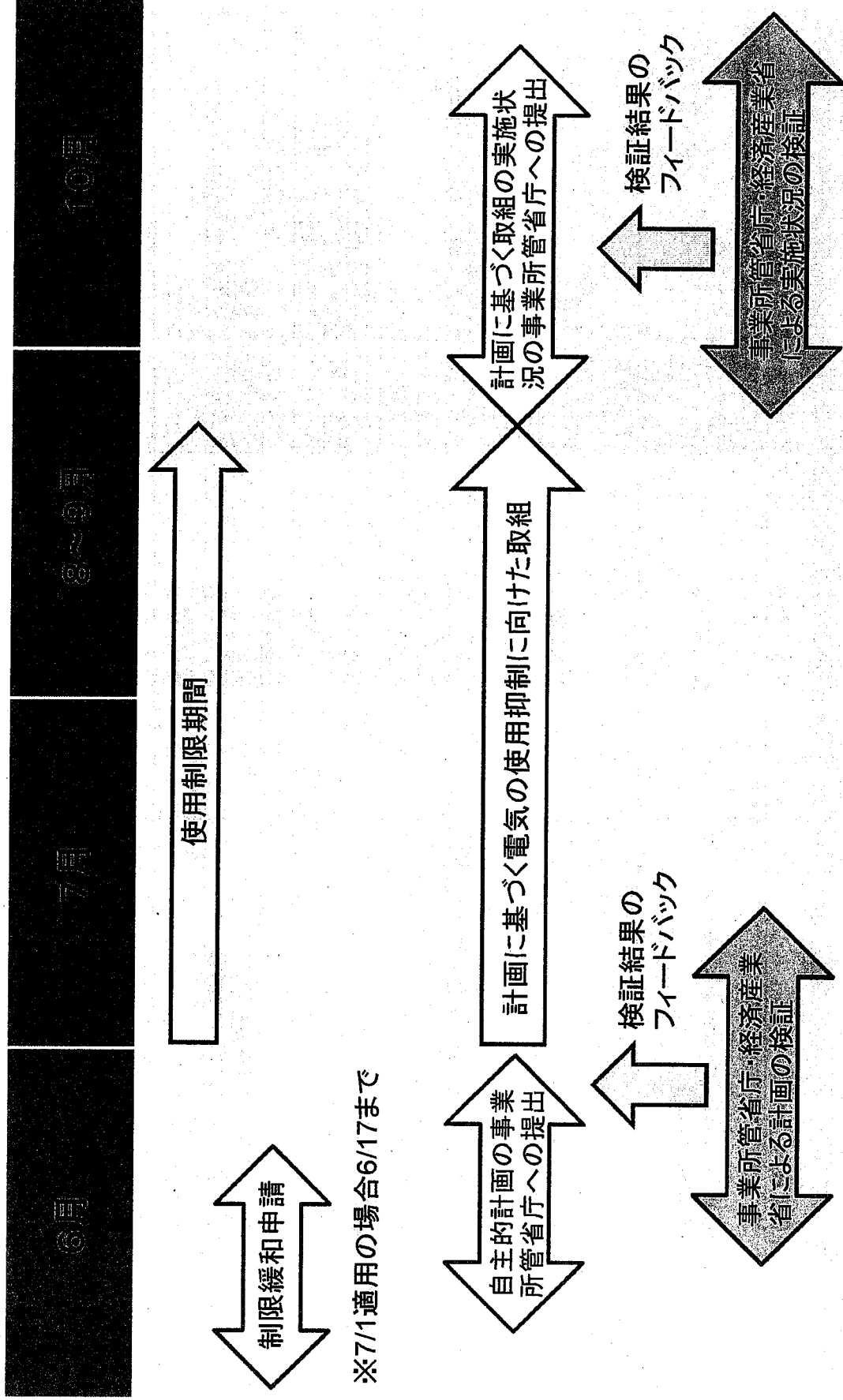
### 計画に盛り込んでいただきたい事項

※計画は、原則、需要設備(事業所)単位で作成が望ましいですが、企業単位での作成でも結構です。

- 計画策定主体の住所・法人名
- 制限緩和の適用を受ける需要設備の設置場所・需要設備番号
- 経済産業大臣からの通知に記載された「指定電力の値」、「使用制限率」、「使用できる電力の限度(kW)」、「制限緩和適用前」
- 制限緩和の適用を受けた後の「使用制限率」、「使用できる電力の限度(kW)」
- 自主的な取組を含めた「目標使用予定電力(kW)」の設定
- 「目標使用予定電力」の達成に向けた具体的取組内容(需要設備の主たる部分(主たる部分の動力)と附帯部分(照明、空調等)に分けて御記載ください。  
計画の作成に当たっては、「夏の電力需給対策について」の「参考1 大口需要家による取組について」及び「参考2 小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考としてください。  
([http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html))

# 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(3)

## 計画の具体的進め方



※7/1適用の場合6/17まで

※自主的計画については、制限緩和の適用開始(希望)日までに、事業所管省庁に御提出ください。  
 ※計画に基づく取組の実施状況については、使用制限期間終了後、速やかに事業所管省庁に御提出ください。

# 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(4)

## 【計画の提出先の事業所管省庁】

告示	制限緩和対象の事業所管省庁	事業所管省庁	事業所管省庁
第1号ア	医療施設	厚生労働省	医政局総務課(電力確保チーム)
	医薬品・医療機器製造販売業及び製造業 医薬品卸売販売業	厚生労働省	【赤十字血液センター・血漿分画製剤製造施設】 医薬食品局血液対策課 【赤十字血液センター・血漿分画製剤製造施設 以外のもの】 医政局経済課
	社会福祉施設等	厚生労働省	【高齢者施設】 老健局高齢者支援課、老人保健課 【障害児(者)施設】 障害保健福祉部障害福祉課 【保護施設】 社会・援護局保護課
第1号イ	大学病院(第1号アに該当する大学病院を含む)	文部科学省	高等教育局医学教育課大学病院支援室
第1号エ	上水道	厚生労働省	健康局水道課
第1号オ	火葬場	厚生労働省	健康局生活衛生課
第1号カ	と畜場	厚生労働省	医薬食品局食品安全部監視安全課
第1号キ	産業廃棄物処理施設	環境省	関東地方環境事務所(東京電力管内) 東北地方環境事務所(東北電力管内)
第2号ウ	工業用水	経済産業省	地域経済産業グループ産業施設課
第2号エ	冷蔵室を有する飲食料品卸売業	農林水産省	総合食料局流通課
	定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫	国土交通省	政策統括官付参事官(物流施設)室
第2号オ	中央・地方卸売市場	農林水産省	総合食料局流通課
第2号キ	空港ターミナルビル	国土交通省	航空局空港部空港政策課
第2号ク	港湾運送等	国土交通省	港湾局港湾経済課
第2号ケ	ホテル・旅館	国土交通省 (宿泊関係団体加盟の事業者)	観光庁観光産業課
		経済産業省 (上記以外の事業者)	商務情報政策局サービス政策課
第2号コ～ス	鉄道	国土交通省	鉄道局鉄道業務政策課 具体的な提出先は関係の地方運輸局鉄道部
第2号セソ	新聞の印刷工場	経済産業省	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

医政発0603第4号

平成23年6月3日

各 東京電力又は東北電力から電力供給される都県知事 殿  
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、  
埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県)

厚生労働省医政局長

## 医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」(別添1)が取りまとめられ、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。さらに、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」(別添2)が発表されました。

また、6月1日に、電気事業法第27条に基づき、電気使用制限等規則の全部を改正する省令(平成23年経済産業省令第28号。以下「省令」という。別添3)及び使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号。以下「告示」という。別添4)が公布、施行されました。

これを受けて、東京電力・東北電力管内で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月から9月までの平日9時～20時までについて、使用電力を抑制するために節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められております。また、特に大口需要家(契約電力500kW以上)については、電気事業法第27条に基づき、使用最大電力に関する罰則を伴う規制が行われることとなっております(ただし、医療施設については、下記2のとおり、特例的取扱いが認められています。)

医療施設につきましても、下記に示した節電の取組の進め方(スケジュール等)のポイントを踏まえ、夏期(7～9月)の節電に可能な限り徹底して取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、皆様におかれましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設に対し周知徹底を図り、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設が、節電について最大限の取組を行うよう御協力をお願いいたします。

## 1. 電力使用制限について

### (1) 大口需要家（契約電力500kW以上）

電気事業法第27条に基づき、大口需要家に対しては、以下のとおり使用最大電力に関する規制が課されることとなっています。

・対象者

東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家

※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。

・期間・時間帯

東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時

東北電力：平成23年7月1日～9月9日（平日）の9時から20時

・具体的内容

使用電力の上限は、原則として、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」を15%削減した値

・罰則

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象

### (2) 小口需要家（契約電力500kW未満）

電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではありませんが、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、小口需要家においても、昨年比15%の需要抑制を目標として、節電行動計画を作成し、自主的に節電の取組を進めていただくことが必要です。

## 2. 大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

### (1) 制限緩和について

医療施設については、国民の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備として、電気事業法第27条における電気の使用制限の緩和がされており、大口需要家（契約電力500kW以上）の電力需要抑制値が昨年比15%減のところを0%減（昨年の使用最大電力まで電力を使用することが可能）とされております。（詳細は、別添2の「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」p6、告示第5条第1項第2号を参照）

制限緩和の対象となるためには、指定の様式にて申請を行う必要がありますのでご注意ください。（申請手続きの詳細については、別添6、7及び経済産業省ホームページ等を参照）

なお、別添2の別紙1「制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について」においては、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するように努めることとする。」とされ、制限緩和が認められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出が求めら



れ、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証が行われることとされております。

計画の策定にあたっては、制限緩和の対象となった場合においても、できる限り昨年よりも電力の使用を削減していただきますようお願いいたします。

## (2) 適用除外について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であることから、「救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う場合」については、当該治療を行う時間帯に限って、電力需要抑制の適用除外とされる（前年の使用最大電力を超えて、電力を使用することが可能であり、罰則の対象とならない）こととなっています。（告示第2条第1号）

## 3. 医療施設の取組のポイント

上記1、2の電力使用制限の枠組みを踏まえ、各関係の方々には、下記のとおり取組を行っていただきますようお願いいたします。

### (1) 大口需要家の取組のポイント

- ① 6月1日に経済産業大臣より需要家に対する通知が到着します。通常は制限緩和の適用を希望することとなりますが、その場合には制限緩和の適用を受けたい日から起算して14日前までに（7月1日から適用を受けたい場合は6月17日までに）、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して、申請してください。（告示第5条第2項。別添6、7参照）

※手続きの詳細につきましては、別添7及び経済産業省ホームページ等を御参照ください。

- ② 節電行動計画を作成し、厚生労働省宛てに提出していただくとともに、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（提出先・提出方法等については追って通知予定）

※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考1「大口需要家による取組について」及び参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

- ③ 7月から9月の電気の使用状況について、各月の検針日から15日以内に、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して報告してください。（省令第8条。別添6、8参照）

※手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページ等を御参照ください。

### (2) 小口需要家の取組のポイント

- ① 電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではないため、経済産業大臣からの通知は届きません。
- ② 節電行動計画を作成し、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（計画の厚生労働省への提出は必要ありません。）

※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

## 4. その他留意点

節電の取組を行うに当たって、医療施設において、開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

## 5. 電気事業法関連の問い合わせ先（6月1日～）

### 【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（6階第3・4会議室内）

（電話）022-263-1111（内線）5561、5562、5564

### 【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館（8階8-1会議室内）

（電話）048-601-1200（内線）3827

## 6. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

[http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html)

- ・「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

※編集用の小口フォーマットも掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>